

建設工事の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉吉市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の透明性及び客観性の向上を図るため、建設工事の予定価格の決定に当たって、その基礎となる積算内訳その他の情報の公表（以下「公表」という。）に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「積算内訳」とは、総括情報表、諸経費計算表、工種明細表、内訳書、施工単価表（営繕工事にあつては、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別内訳書）をいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、その予定価格が250万円以上となる建設工事とする。

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、第2条に定める積算内訳とする。ただし、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）第10条に規定する不開示情報に該当するものは、除く。

2 各建設工事の発注担当課は、公表すべき情報が前項によりがたい場合は、管理計画課と協議して当該建設工事の公表の内容を別に定めることができるものとする。

(公表の方法等)

第5条 公表は、次条に定める場所で第7条に定める期間に積算内訳を記載した書面（以下「積算内訳書」という。）を閲覧に供することにより行うものとする。この場合において、写しの交付は、行わないものとする。

2 前項の規定による閲覧をしようとする者は、備付けの積算内訳書閲覧簿（別記様式）に必要事項を記入して、これを行うものとする。

(公表の場所)

第6条 公表は、入札執行担当課において行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表は、公表の対象となる建設工事の契約を締結した日から同日が属する月の翌月の末日まで（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）の間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行う。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行担当課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合は、その旨を公表する場所に掲示し、臨時に公表を休止することができるものとする。

(閲覧の取扱い)

第8条 第5条第1項の規定により閲覧をし、又はしようとする者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 所定の場所で閲覧し、原則として、積算内訳書を閲覧場所以外に持ち出すことはできないこと。

(2) 積算内訳書を汚損し、又は毀損してはならないこと。

2 市は、公表に係る積算内訳書の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する建設工事から適用する。

